

# 協会けんぽ みやざき

## 保険証の使い方

# 接骨院(整骨院)等にかかるとき

**接骨院(整骨院)等では下図のような傷病のとき、健康保険証を使用して受診できます。**

これらの施設で健康保険を使用する場合、一旦治療にかかった費用を全額自己負担し、後日申請により給付を受ける「償還払い」が原則ですが、「受領委任制度」を取り扱う施術所では、施術者が患者に代わり、保険給付分の治療費を保険者に請求することができるので、患者は、医療機関にかかったときと同じように、一部負担金のみの支払いで施術を受けることができます。

## 接骨院(整骨院)で健康保険が使えるケース

※肩こり、疲労回復が目的のマッサージ等には使えません。  
※骨折、脱臼については医師の同意書が必要です。(応急処置を除く)

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガのうち次のもの

- ・骨折、脱臼
- ・打撲
- ・捻挫
- ・挫傷(肉ばなれ等)



## 鍼灸院やマッサージで健康保険が使えるケース

※医師の同意書が必要です。

### はり・きゅうの場合

#### 主として

- ・神経痛
- ・腰痛症
- ・リウマチ
- ・頸椎捻挫後遺症
- ・頸腕症候群
- ・五十肩 等

※慢性病で保険医による適当な治療手段のないもの



### マッサージの場合

筋麻痺や関節拘縮等の症状があり、医療上必要と認められているとき



## 医療費の適正化に向けた取組を行っています。

接骨院(整骨院)等の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術を受けた方へ施術内容について照会させていただくことがあります。

照会文書が届きましたら、施術を受けられた方ご本人が内容を確認し、回答していただきますようお願いします。